



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）号外 第 49 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

選挙管理委員会告示

○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額…………… 1

頁

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第64号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会中間市選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 候補者一人につき 5, 023, 000 円

宮崎県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月18日現在次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17, 387 人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208, 665 人

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月18日現在次のとおりである。

て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月18日現在次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

串間市選挙区

4, 510 人